

教高指第50号  
令和4年4月6日

各県立学校長様

埼玉県教育委員会教育長

### 新年度における県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年3月21日をもって本県に対するまん延防止等重点措置が終了しましたが、県立学校では、部活動における感染事例が増えており、依然として予断を許さない状況が続いているいます。

県立学校の対応については、令和4年3月18日付け教高指第2600号「まん延防止等重点措置終了後の県立学校の対応について（通知）」等を踏まえ、感染防止対策を徹底していただいているところですが、新年度における県立学校の対応について、下記のとおり対応願います。

なお、令和4年度以降の対応については、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度版～」を4月中に策定する予定です。

#### 記

##### 1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応（臨時休業等）を徹底し、教育活動を実施する。

##### 2 基本的な感染防止対策の徹底について

###### （1）健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。

イ ICTを活用するなど健康観察の方法（把握・集計）を工夫し、徹底を図ること。

ウ 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合には、登校・出勤しないことについて徹底すること。併せて、自宅での休養を徹底すること。

なお、持病がある児童生徒・教職員等の登校・出勤については、個別の状況に応じて適切に判断すること。

###### （2）手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

ア 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底すること。

- イ 気候上可能な限り、常時換気を徹底すること。(常時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。)
- (3) 食事中の会話禁止  
食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導すること。特別支援学校においては、児童生徒の障害の実態を踏まえて指導すること。
- (4) 登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導すること。

### 3 授業等について

- (1) 感染防止対策の徹底と新年度に向けた準備  
ア 感染防止対策を徹底し、通常登校とする。  
ただし、高等学校において、時差通学等を実施する際は、高校教育指導課教育課程担当まで連絡すること。
- イ 授業は、感染防止対策を徹底した上で実施すること。  
特に、音楽における歌唱、家庭科における調理実習等については、換気やマスクの着用、身体的距離の確保、授業前後の手洗い等の対策を徹底すること。
- (2) オンライン学習環境の再確認と準備  
ア 新年度においても、やむを得ず登校できない児童生徒へのオンライン学習を実施できるよう、校内体制を整えること。
- イ 新年度に向けた児童生徒の学習用アカウント（STアカウント）は、令和4年3月11日付け教I推第273号「県立学校間ネットワークシステムで利用する児童生徒の学習用アカウント(@st.spec.ed.jp)作成のための生徒情報の提出について（依頼）」を確認すること。
- ウ 新年度におけるその他の準備は、令和4年3月22日付け教I推第278号「ICT活用に係る年度更新準備について（依頼）」で確認すること。
- エ 新入生に対しては、児童生徒の学習用アカウント（STアカウント）を速やかに配布し、児童生徒の端末等でログインを行うこと。

### 4 学校行事について

各行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断すること。

- (1) 令和4年度入学式について（令和3年度卒業式と同様の対応）  
ア 原則として児童生徒及び教職員で実施すること。ただし、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とする。  
なお、保護者が参加する際は、児童生徒一人につき保護者1名までとすること。  
また、座席を指定するなど、着席位置を把握できるようにすること。
- イ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること。
- ウ 国歌斉唱については、式次第に位置付けた上で、飛沫感染防止の観点から、歌唱は控えるなどの工夫も検討すること。
- エ 入学式後の集まりや会食を自粛すること。

- オ 定時制・通信制課程については会場や人数の規模に応じて判断すること。
- カ 特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施すること。
- (2) 修学旅行等の校外行事
- 修学旅行・遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断すること。
- (3) 始業式、全校集会及び学年集会等について
- 複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。
- なお、校歌等については、飛沫感染防止の観点から歌唱は控えるなどの工夫も検討すること。
- (4) 文化祭・体育祭等
- ア 各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等について、目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。
- イ 今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。
- ## 5 部活動について
- 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動とする。
- ただし、部活動における感染拡大を防止し、日々の活動及び大会への参加の機会を守ることが重要であることを踏まえ、「体調不良者の参加禁止の徹底」、「活動場所の換気の徹底」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」について、重点的に取り組むこと。各学校、各部活動においては、改めてこれらの指導について徹底を図ること。
- (1) 健康観察を徹底するとともに、体調不良者の活動参加禁止を徹底すること。また、家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合にも、活動への参加を禁止すること。
- (2) 活動場所の換気や飛沫感染防止対策を徹底すること。特に、屋内運動競技での感染事例が多いことを踏まえ、サーフィンレーダー等を活用し、常時又は定期的な換気を徹底すること。
- (3) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底すること。特に、マスクを着用していないなど感染対策を行わずに会話をしたり、飲食を共にしたりすること等の禁止について徹底すること。
- (4) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止すること。
- (5) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えること。（参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。）
- (6) 練習試合等は自校を含めて2校までとする。その際、県境をまたいでの活動については、慎重に判断すること。

- (7) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するためには、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。
- (8) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」を参照し、PCR検査等の受検について配意すること。

## 6 教職員・児童生徒のワクチン接種について

### (1) 教職員の追加接種を促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

### (2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

児童生徒や保護者及び教職員に対して、リーフレット（別添資料）を活用し、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教県第282号を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特に、ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

## 7 臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止について

当面の間は、令和3年8月30日付け教保体第942－1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」で設定した目安を適用するため、令和4年1月17日付け教保体第1531－1号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」を改めて確認しておくこと。

ただし、濃厚接触者相当の者の特定及び学級閉鎖を実施する際の目安については、令和4年3月28日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）」により、以下のとおり取り扱うことについて留意すること。

- (1) 濃厚接触者相当の者とは、原則として「学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの」であること。
- (2) 学級閉鎖実施にあたり、濃厚接触者相当の存在を特段考慮する必要がないこと。

なお、教育活動の継続に当たり、陽性者発生時の適切かつ迅速な臨時休業や出席停止の措置が必要となることから、陽性者が確認され次第、速やかな県への報告を徹底すること。

報告にあたっては、令和4年3月30日付け教保体第1950号「新型コロナウイルス陽性者発生時の対応について(通知)」に基づき、引き続き適切な対応を実施すること。

## 8 学校外での感染防止について

家庭や学校外での感染防止を図るため、次の内容について保護者等に協力を依頼すること。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底（正しいマスクの着用、手洗いの徹底と適切な換気）
- (3) 日々の健康観察の徹底（体調不良の際は外出しない、させない）
- (4) 外出時における直行直帰の徹底
- (5) 飲食中はなるべく会話を控える
- (6) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

## 9 別添資料

児童生徒・保護者向け、教職員向け リーフレット

「新型コロナワクチン接種の正しい理解のために」（保健体育課資料）

### 【感染防止対策に関すること】

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6963

### 【体育の授業・運動部に関すること】

担当 保健体育課 学校体育担当  
電話 048-830-6947

### 【学習指導・文化部に関すること】

担当 高校教育指導課 教育課程担当  
電話 048-830-7391

### 【ＩＣＴ活用に関すること】

担当 ＩＣＴ教育推進課 ＩＣＴ教育指導担当  
電話 048-830-6625

### 【特別支援学校に関すること】

担当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当  
電話 048-830-6886

### 【教職員のワクチン接種に関すること】

担当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当  
電話 048-830-6971

### 【教職員の服務に関すること】

担当 県立学校人事課 学事・働き方改革担当  
電話 048-830-6735